

新型コロナウイルス感染症の在宅療養者に対する配食サービス事業

新型コロナウイルス感染症に罹患し、保健所の指示で在宅療養する方は、外出ができず買い物などに不自由されることとなります。区は、新型コロナウイルス感染症見舞金の支給対象者で在宅療養する区民に対し食料品を配達することにより、療養生活の支援を行います。

1 事業の概要

新型コロナウイルス感染症に罹患し、保健所の指示により、在宅で療養する区民のうち希望する方に、新型コロナウイルス感染症見舞金の現物給付として食料品を支給することにより療養生活の支援を行う。

2 対象者

新型コロナウイルス感染症に罹患し、「新型コロナウイルス感染症発生届」が医療機関から保健所に届出された方のうち、以下のいずれにも該当する方。

- (1) 新宿区内の自宅で療養し、配食サービスの利用を希望する方
- (2) 新型コロナウイルス感染症見舞金の支給対象者である方

* 見舞金の支給要件 *

- ・令和2年4月7日に新宿区の住民基本台帳に記録されている
- ・令和2年4月21日までに住民基本台帳に記録する届出がなされている方
- ・発生届の届出日に住民基本台帳に記録されている方

※また、見舞金の支給対象者でない方でも、発生届の届出日に新宿区の住民基本台帳に記録されている方については、食料品の

支給（2022年1月31日差し替え）

この資料は2020年11月の記者会見資料となります。

本事業はすでに終了しましたので、

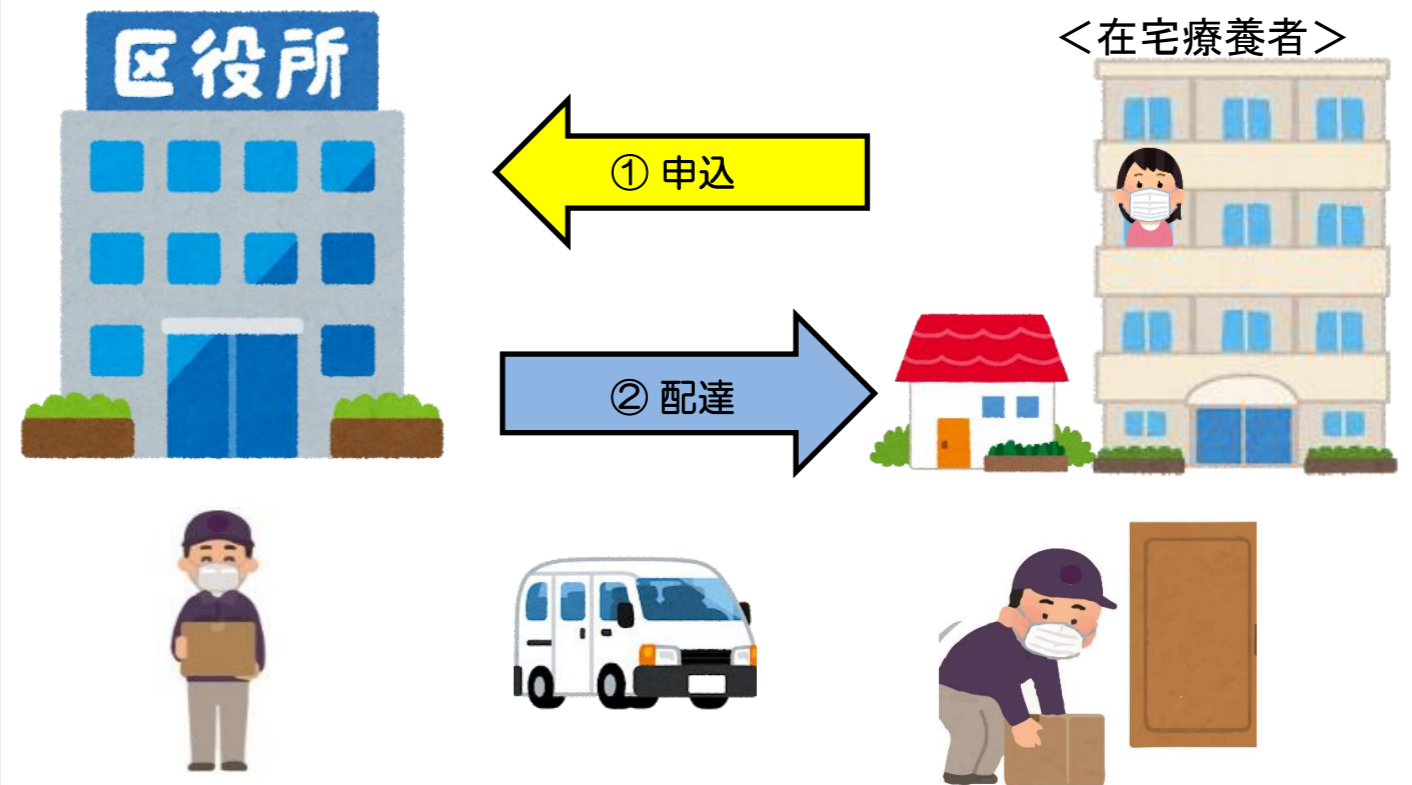
感染した場合・濃厚接触者になった場合の対応については、

新宿区健康部保健予防課 電話 03-5273-3862 までお問合せください。

3 配送方法

お申し込み後（土・日・祝日は除く）、翌日に区職員が配達。

* 配達時の接触等を避けるために、「置き配」による受取りとする。



4 支給内容

1人につき1万円相当の食料品（1日2千円×5日分）を支給

【内容例】

- ・レトルト食品（カレー、スパゲティ、親子丼、牛丼）
- ・缶詰（フルーツ）
- ・水・スポーツドリンク・緑茶

